

②幼稚園の預かり保育を利用する場合

・保育の必要性の認定を受けた子どもが、幼稚園の預かり保育を利用する場合、幼稚園保育料（上限25,700円）と合わせて最大37,000円の範囲内で、預かり保育の利用料が無償化されます。

③認可外保育施設等を利用する場合

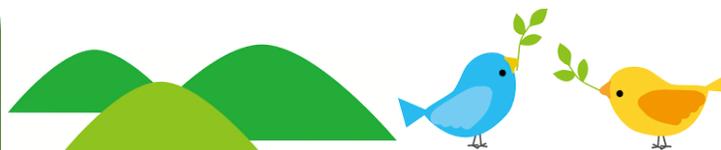
・認可外保育施設等を利用する場合も、保育の必要性があると認定された場合、月37,000円を上限に利用料が無償化されます。（0～2歳児の子どもは、住民税非課税世帯を対象として、月42,000円まで無償化されます）

【対象となる施設・サービス】

一般的な認可外保育施設の他、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

④障害児通園施設を利用する場合

・就学前の障害児の発達支援（障害児通園施設）を利用する子どもについては、利用料が無償化されます。（3歳から5歳のお子さんが対象です）
・幼稚園、保育所、認定こども園と併用する場合は、両方とも無償化の対象となります。



給食費はどうなるの？

食材料費（給食費）については、実費徴収又は保育料の一部として保護者の皆さんに負担していただいておりますが、無償化後も国の無償化の対象とはなりません。
※非課税世帯等の副食費については免除される見込みです。

2019年10月1日より、
保育料が無償化されます



大東市
福祉・子ども部子ども室
子ども政策グループ
保育幼稚園グループ

2019年10月の消費税

増税に伴い、3～5歳の保育料が無償化されます

無償化の対象となるのは、幼稚園、保育所、認定こども園、障害児通園施設の保育料や利用料の他、預かり保育や病児保育等の利用料も部分的に含まれます。

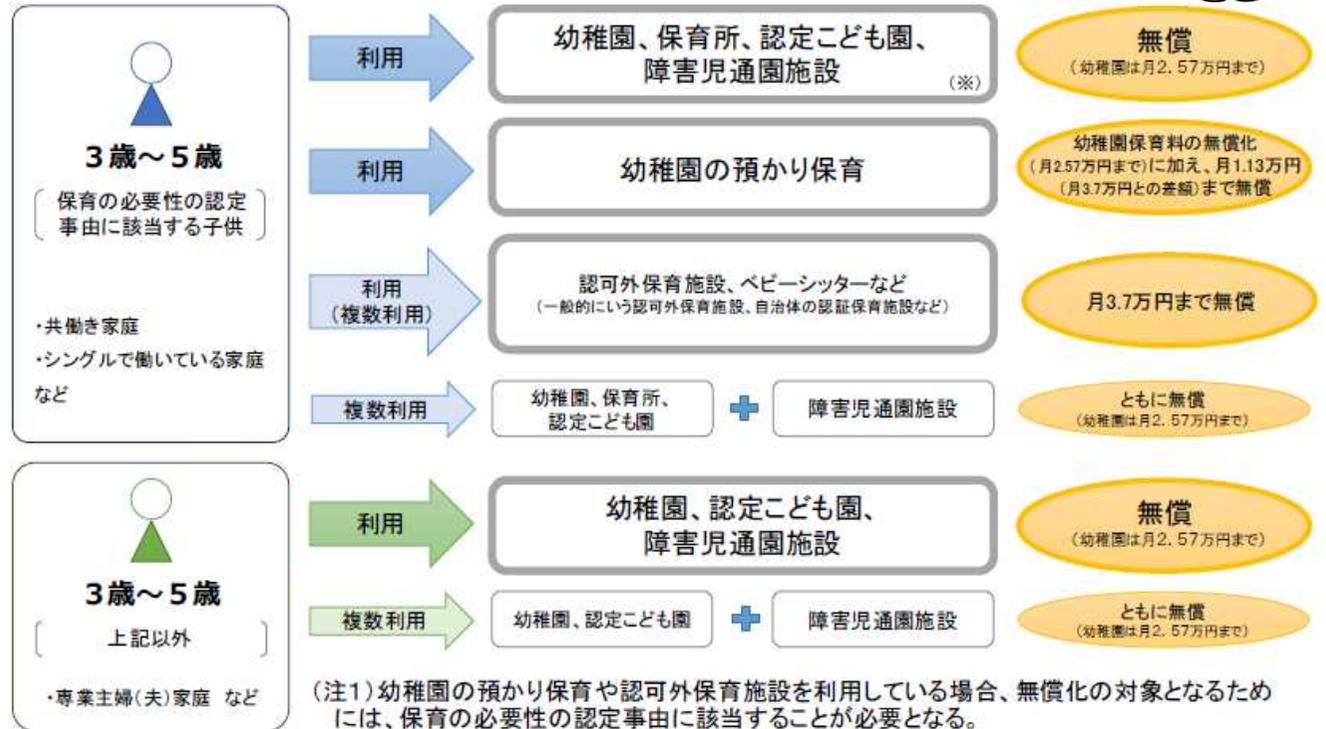
制度の詳細については、現在国において検討中の部分が多く、こちらのリーフレットに掲載されている内容についても今後の検討状況により変更される場合があります。予めご了承ください。

※0～2歳児についても、住民税非課税世帯は無償化の対象となります。

内閣府 HP
QR コード



保育料や利用料はどうなるの？



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

①幼稚園、保育所、認定こども園を利用する場合

- ・保育所、認定こども園、幼稚園(新制度)、地域型保育(小規模保育)を利用する3歳から5歳のすべての子どもたちの保育料が無償化されます。私学助成型の幼稚園は2.57万円を上限に無償化されます。
- ・幼稚園は満3歳(3歳になった日)から、保育所は3歳児クラスから無償化されます。
- ・実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は無償化の対象外です。

